

鳥栖市建設工事等入札心得（電子入札用）

（令和3年2月1日施行）

鳥栖市が発注する建設工事及びこれに関連する業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、鳥栖市契約事務規則（昭和39年規則第21号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとします。なお、以下において「入札書」とあるのは「電子入札書」と読み替えるものとします。

（入札方法等）

- 1 入札の取扱いは、次のとおりとします。
 - (1) 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書の案及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければなりません。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができます。
 - (2) 入札書は、電子入札システムにより、公告又は指名通知書に示した時刻までに提出しなければなりません。
 - (3) 電子入札の場合は、電子入札システムに利用者登録した電子証明書（ICカード）を使用しなければなりません。
 - (4) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
 - (5) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできません。
 - (6) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。
 - (7) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（入札保証金）

- 2 入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）の取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければなりません。ただし、入札保証金の全額を免除又は一部を減額された場合は、この限りではありません。
 - (2) 入札保証金は、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後、落札者に対しては、契約が確定した後に還付します。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。
 - (3) 入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、市に帰属します。
 - (4) 入札保証金の全額を免除又は一部を減額された場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該金額に相当する額を納めなければなりません。

(工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書)

3 建設工事に係る競争入札の入札参加者は、次に掲げる書類を提出しなければなりません。

(1) 工事費内訳書

ア 入札参加者は、1回目の入札金額の根拠となる工事費内訳書を作成し、入札書と併せて電子入札システムにより提出しなければなりません。

イ 工事費内訳書には、工事名及び入札参加者の住所・氏名を記載してください。

ウ 工事費内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごとの数量、金額等を表示したものとします。

エ 工事費内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがあります。

オ 工事費内訳書に記載された工事費が根拠のある額であれば、入札書の金額と同額である必要はありません。

(2) 現場代理人等配置予定事前届出書（別紙様式2）

ア 入札参加者は、予定価格が4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の場合は、入札書の提出締切日時までに、現場代理人等配置予定事前届出書を工事費内訳書と同時に提出しなければなりません。

イ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、原則として、落札者決定後契約を締結する場合において変更することはできません。

ウ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事については、入札の申込のあった日（指名競争に付す場合にあつては入札日）以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

エ 同一の主任技術者又は監理技術者について、複数の入札の配置予定技術者として申請することができますが、他の工事を落札したこと等により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、当該入札の参加資格を喪失するものとします。

(入札の辞退)

4 入札辞退の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 指名を受けた者は、入札書の提出前までは、いつでも入札を辞退することができます。

(2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムを利用し辞退届を提出するものとします。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に関する行為を行ってはなりません。

(入札の取りやめ等)

- 6 入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとします。
- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
 - (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札を執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(無効の入札)

- 7 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
 - (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
 - (3) 入札保証金が所定の額に達しないもの
 - (4) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
 - (5) 入札者の記名がないもの
 - (6) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
 - (7) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
 - (8) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたもの
 - (9) 入札書の金額にアラビア数字を用いていないもの
 - (10) 入札書の金額を訂正したもの
 - (11) 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるもの
 - (12) 予定価格を公表している入札で、入札書の金額が予定価格を超えるもの
 - (13) 最低制限価格を公表している入札で、入札書の金額が最低制限価格に満たないもの
 - (14) 上記に掲げるもののほか、入札の条件に違反したもの

(落札者の決定)

- 8 落札者の決定は次のとおりとします。
- (1) 最低制限価格を設けない入札にあっては、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - (2) 最低制限価格を設けた入札にあっては、最低制限価格未満の入札をした者は落札者となることは出来ません。よって、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(再度の入札)

- 9 再度の入札については、次のとおりとします。
- (1) 開札をした場合において、8の規定による落札者がいない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行います。
 - (2) 無効入札をした者は、再入札に参加することはできません。
 - (3) 最低制限価格を設けた入札においては、最低制限価格に満たない入札をした者であっても再入札に参加できます。
 - (4) 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とします。
 - (5) 予定価格を公表している入札にあっては再入札を行いません。

(再入札後の随意契約)

- 10 入札を行っても落札者がいない場合の取扱いは、次のとおりとします。
- (1) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と直ちに随意契約の協議及び見積り合わせを行い、予定価格以内の見積り価格を得られた場合、その者と契約の締結をすることができます。見積り合わせの回数は、原則として2回を限度とします。
 - (2) 随意契約の協議及び見積り合わせが不調の場合は、新たな入札参加者を指名し入札をやり直します。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 11 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施して落札者を定めるものとします。

(契約の保証)

- 12 契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）の取扱いは次のとおりとします。
- (1) 入札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の全額を免除されたとき、又は一部を減額された場合はこの限りではありません。
 - (2) 契約保証金の全額を免除されたとき又は一部を減額された場合において、契約者が契約を解除されたとき等は、当該金額に相当する額を納めなければなりません。

(契約書の提出期限)

- 13 契約書の提出期限は、次のとおりとします。
- (1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日（市の休日を含まない。）以内、簡易なものにあつては落札の翌日（市の休日を含まない。）までに契約書を提出しなければなりません。ただし、止むを得ない事由がある場合は発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。
 - (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失うことがあります。

(異議の申立)

- 14 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

現場代理人等配置予定事前届出書		
鳥 栖 市 長 様		
工 事 名		
工 事 場 所		
種 別		
現 場 代 理 人	氏 名	(年 月 日生)
	資 格	
	略 歴	
主 任 技術者 専任主任	氏 名	<会社採用日 年 月 日> (年 月 日生)
	資 格	[資格者証番号]
	略 歴	
監 理 技 術 者	氏 名	<会社採用日 年 月 日> (年 月 日生)
	資 格	[資格者証番号]
	略 歴	
<p>上記のとおり現場代理人等を定める予定ですのでお届けします。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">商号又は名称</p> <p style="margin-left: 150px;">代表者氏名</p>		

注1. 主任又は専任主任技術者は何れか一方を記載する。

注2. 建設業法施行令第27条に規定する工事については、専任の主任技術者を置かなければならない。